

# 学校生活上の留意点 (食物アレルギー・アナフィラキシー)



# 学校生活管理指導表：学校生活上の留意点

- 安全を第一に考えた給食提供
- 食物アレルギーは学校で初発することも珍しくない
- 食物アレルギーは給食現場・教室内だけで起こるとは限らない



# 学校生活管理指導表

学校生活上の留意点
A. 給食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定
B. 食物・食材を扱う授業・活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定
C. 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定
D. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 食事やイベントの際に配慮が必要
E. その他の配慮・管理事項（自由記載）

## 1. 管理不要

- ・学校として特別な配慮は不要。
- ・保護者からの要望による対応は行わない。

## 2. 保護者と相談し決定

- ・具体的な場面を想定して既往などの情報を収集する。
- ・対応はガイドライン・指導表に沿った範囲に止める。

**保護者からの要望のみによる対応は行わない！**

# 学校生活上の留意点：A 給食

## ■ 学校給食での対応の基本的方向



### ● 学校給食の意義

「食の大切さ」を理解し、「食事の楽しさ」を知るための教材  
食物アレルギーの児童生徒も給食を楽しめることを目指す

### ● 食物アレルギーの児童生徒への対応

各学校、調理場の能力や環境に応じて対応する。

## ポイント！

学校給食は、現場の物理的・人的体制も勘案すれば、  
児童生徒・家族の要望を全て満たせないこともある。

最終的な方法・方針は学校が決定！

## 学校生活上の留意点：B 食物・食材を扱う授業・活動

### ■ 微量の摂取・接触により発症する児童生徒に対する配慮

- ・ 「食べる」 だけでなく、
- ・ 「吸い込む」「触れる」ことも発症の原因となる！

#### 想定しうる具体的な活動例

- ・ 牛乳パックの洗浄（エコ体験）
- ・ ソバ打ち体験授業
- ・ 小麦粘土を使った図工授業

（誤って“口に入れ”たら大変！）

◎ 給食当番の活動 触れても大丈夫？ 湯気は大丈夫？

※ 児童生徒に応じたきめ細かな配慮が必要



## 学校生活上の留意点：C 運動（体育・部活動など）

### ■ 運動に関連したアレルギー

#### 1 運動誘発アナフィラキシー

○運動そのものの制限が必要。

#### 2 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

○原因となる食物を摂取したら、4時間（少なくとも2時間）は運動を控える。

○運動をすることが分かっていたら、原因となる食物を摂取しないこと。



# 学校生活上の留意点：D 宿泊を伴う校外活動

## 二つの柱：食事の配慮

## 緊急時の受診先の確認と確保

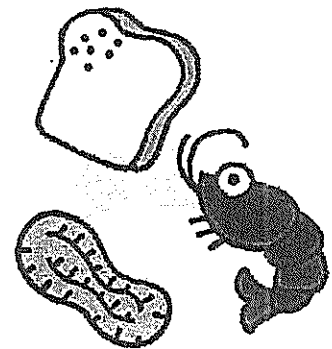
日常に比べ食物アレルギーの症状誘発が起きやすい状況にある。

### ■ 食事の配慮

- ・ 事前の宿泊先への依頼と提供する食事の調整
- ・ 保護者、宿泊先を交えて情報交換
- ・ 宿泊先の食物アレルギー受け入れ実績は要確認！  
慣れていない場合は事故発生率が高い。

### ■ その他

- ・ 食が関係する体験学習には危険が一杯！
- ・ 児童生徒だけでの食事が計画されている場合  
⇒ 緊急時の連絡方法を確認



## 学校生活上の留意点：D 宿泊を伴う校外活動

### 二つの柱：食事の配慮 緊急時の受診先の確認と確保

#### ■ 万一の発症に備えた準備

- ・ 搬送する医療機関を調査・確認
- ・ 参加教職員全員が、食物アレルギー罹患児童生徒の詳細を把握
- ・ 場合によって主治医からの紹介状を用意
- ・ 「エピペン®」など救急治療薬が処方されている場合には、管理方法、発症した場合の対応を事前に保護者・本人・主治医・学校医との十分な相談



## 学校生活上の留意点：E その他

### ■ その他

学校に対して、該当児童生徒の留意点を記載してもらう欄

#### <記載内容例>

- 誤食によってアナフィラキシーショックをきたす可能性が高く、症状発現時にはエピペンを2本以上使用する可能性が高い場合
- 現在、自宅で食物アレルギーの治療として少量の原因食物を摂取しており（経口免疫療法）、過度の運動で症状が誘発される可能性がある場合
- ほかの児童生徒の給食にすぐ手を伸ばす可能性がある場合

